

伊丹市規則第 5 1 号

市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

伊丹市長 中田 慎也

市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則（令和８年伊丹市規則第５１号）

（市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正）

第１条 市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和３３年規則第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（目的） 第１条 この規則は、市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第400号。以下「条例」という。）<u>第14条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u> <u>（鉄道賃、船賃等）</u> 第２条 <u>条例別表ア中、鉄道賃、船賃の額は、運賃の等級を設けない線路又は航路による旅行の場合はその乗車、乗船に要する運賃とする。</u> 2 <u>条例第２条第２項に規定する急行料金は、次の各号に掲げる急行車について当該各号に定めるところにより支給する。</u> <u>（１） 特別急行車 特別急行車の運行区間で、片道100キロメートル以上のもの又はその利用について特に市長の認めたもの</u>	（目的） 第１条 この規則は、市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第400号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 <u>（用語）</u> 第２条 <u>この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</u>

(2) 普通急行車 普通急行車の運行区間で、片道50キロメートル以上のもの

3 廻路により旅行する場合の路程にあつては、全路程の2分の1をもつて片道として計算し、前項に準じてそれぞれの料金を含む乗車に要する運賃

(車賃)

第3条 車賃は、鉄道又は船舶により難い地区へ旅行する場合に支給する。

(特定区域の旅行)

第4条 条例第7条各号列記以外の部分に規定する近接地とは、大阪市（平野区、住吉区、東住吉区、住之江区を除く。）、豊中市、吹田市、箕面市、池田市、神戸市（垂水区、北区、西区を除く。）、尼崎市、西宮市（西宮市山口支所及び塩瀬支所の所管区域を除く。）、芦屋市、宝塚市及び川西市の地域をいう。

2 条例第7条第1号に規定する鉄道賃又は車賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。

(1) 鉄道の運賃

(2) 地域内を巡廻する場合で、乗合自動車を利用するときの車賃の額は、その実費額による。

3 条例第7条第2号に規定する地域とは、大阪市（平野区、住吉区、東住吉区、住之江区を除く。）及び神戸市（垂水区、北区、

西区を除く。)の地域をいう。

(路程の計算)

第5条 路程は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより計算する。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 他の地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算しがたい場合は、当該各号の規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。

3 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、鉄道駅、波止場又は飛行場をもつて起点とすることができる。

(旅費の減額)

第6条 条例第12条第1項に規定する旅費の定額の減額については、別に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 公務による出張で指定地域内に15日以上滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地に到着した日から起算し、その

滞在日数が15日を超えるときは、その超えた日数について条例別表ア定額の1割、30日を超えるときは、その超えた日数につき定額の2割、60日を超えるときは、その超えた日額につき定額の4割に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

(2) 学会、研究会、その他これに類する会合に出席し主催者等から宿舍の提供又はこれに相当する代料を受けた場合には宿泊料を支給しない。ただし、食事料を徴収するときは、食事料相当額を宿泊料として支給する。

(3) 演習、実習及び講習等の研修を受ける目的のため出張を命ぜられ宿泊するときの日当及び宿泊料の額は、往復の日数を除き、次のとおりとする。ただし、主催者から宿舍の指定又はあつせんを受けたときはその実費を宿泊料とする。

<u>滞在日数</u>	<u>日当の支給額</u>	<u>宿泊料の支給額</u>
<u>1日以上15日まで の部分</u>	<u>条例別表ア定額の 3分の2の額</u>	<u>条例別表ア定額</u>
<u>16日以上60日まで の部分</u>	<u>〃 2分の1の額</u>	<u>〃 定額の3分の2 の額</u>
<u>61日以上の部分</u>	<u>〃 3分の1の額</u>	<u>〃 定額の2分の1 の額</u>

(4) 学会及びこれに類する研究会等の研修を受ける目的のため

出張を命ぜられ宿泊するときの日当及び宿泊料の額は、往復の日数を除きその期間が10日までのときは条例別表ア定額の2分の1、10日を超えるときはその超える日数について定額の3分の1、30日を超えるときはその超える日数について定額の4分の1、60日を超えるときはその超える日数について定額の5分の1の額とする。ただし、主催者から宿舍のあつせんを受けたときはその実費を宿泊料とし、日当については定額の2分の1以内を必要に応じ市長が別に定める基準による額を支給する。

(5) 前2号に掲げる目的の出張であつて宿泊を要しない場合の旅費額については、その都度市長が定める。

(6) 出張を命ぜられた者がその職務を遂行し同じ日に再び出張を命ぜられた場合の日当は、重ねて支給しない。ただし、日当の額が異なる場合においては、その最も多い額を支給する。

(条例第2条第5項の規則で定める職員の派遣)

第7条 条例第2条第5項の規則で定める職員の派遣とは、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる派遣に準ずると市長が認める派遣

(条例第2条第2号の規則で定める職員の派遣)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める職員の派遣は、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる派遣に準ずると旅行命令権者が認める派遣

(条例第2条第6号に規定する規則で定める者等)

第4条 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、カード等とする。

(条例第3条第5項に規定する規則で定める場合等)

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第14条、第16条第1項及び第19条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第23条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第17条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとった

にもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消
手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較
し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相
当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部
分を除く。）については、当該各種目について条例第11条、第
12条、第14条、第15条、第16条第1項及び第17条の規定により
計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもか
かわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続
をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当
該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の
変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認
めた額

（条例第3条第6項に規定する規則で定める事情等）

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲
げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに
帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることがで
きる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他
の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等の変更の申請）

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

（鉄道賃に係る鉄道）

第8条 条例第7条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

（船賃に係る船舶）

第9条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運
送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類
するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第10条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法
第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類す
るものとする。

(宿泊費基準額等)

第11条 条例第11条に規定する規則で定める額は、別表のとおりと
する。

2 条例第11条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払
った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権
者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議、視察、研修その他の公務において宿泊施設の指定が
あり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索
し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(宿泊手当の定額等)

第12条 条例第13条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、
2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する定額とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第13条 条例第14条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に

見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択する
ときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定
にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80
条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合に
は、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当
該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見
積額を超えるときは、当該額とする（この項に規定する現に運
送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であつ
て、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限
りでない。）。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の
種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でな
い費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当す
る金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転
居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこと
とする。

（旅費の精算に係る期間）

第14条 条例第18条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情の

ため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第18条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

(給与の種類)

第15条 条例第18条第4項及び第26条第3項に規定する給与の種類は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第438号。第18条において「給与条例」という。）に規定する給料及び手当（住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）又はこれらに相当する給与とする。

(退職者等の旅費の細則)

第16条 条例第19条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職員として退職等の日にいた地から旧勤務地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職員として退職等の日にいた地から新勤務地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第17条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(通勤手当との調整)

第18条 旅行者が給与条例第13条の3に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等

の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第19条 勤務地又は旅行地（以下この項において「勤務地等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務地等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から勤務地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務地以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（年度経過等による区分）

第20条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（雑則）

第8条 条例第6条及び第8条に規定する距離は、それぞれ往復の距離をいう。

別表

区分	宿泊費基準額（１夜につき）	
	市長等	市長等以外の職員
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円
富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円

<u>山梨県</u>	<u>17,000円</u>	<u>13,000円</u>
<u>長野県</u>	<u>17,000円</u>	<u>13,000円</u>
<u>岐阜県</u>	<u>17,000円</u>	<u>13,000円</u>
<u>静岡県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
<u>愛知県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
<u>三重県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
<u>滋賀県</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
<u>京都府</u>	<u>26,000円</u>	<u>20,000円</u>
<u>大阪府</u>	<u>21,000円</u>	<u>16,000円</u>
<u>兵庫県</u>	<u>22,000円</u>	<u>17,000円</u>
<u>奈良県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
<u>和歌山県</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
<u>鳥取県</u>	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>
<u>島根県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
<u>岡山県</u>	<u>18,000円</u>	<u>14,000円</u>
<u>広島県</u>	<u>18,000円</u>	<u>14,000円</u>
<u>山口県</u>	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>
<u>徳島県</u>	<u>13,000円</u>	<u>10,000円</u>
<u>香川県</u>	<u>20,000円</u>	<u>15,000円</u>
<u>愛媛県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
<u>高知県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
<u>福岡県</u>	<u>22,000円</u>	<u>17,000円</u>

<u>佐賀県</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
<u>長崎県</u>	<u>17,000円</u>	<u>13,000円</u>
<u>熊本県</u>	<u>18,000円</u>	<u>14,000円</u>
<u>大分県</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
<u>宮崎県</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
<u>鹿児島県</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
<u>沖縄県</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>

（伊丹市立学校職員等の旅費に関する条例施行規則の廃止）

第2条 伊丹市立学校職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和60年伊丹市規則第9号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。